



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県

第98号

令和7年12月12日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 告　　示

- 1062 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1063 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1064 道路の区域変更(道路管理課)
- 1065 道路の区域変更(道路管理課)
- 1066 道路の供用開始(道路管理課)

## 選挙管理委員会告示

- 56 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数(選挙管理委員会)

## 告　　示

## ◎新潟県告示第1062号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第16項の規定により、新発田市の一部を受益地域とする県営西中新井田地区区画整理(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
令和7年12月15日から令和8年1月19日まで
- 3 縦覧に供する場所  
新潟県農地部農地計画課ウェブサイト
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴

えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第1063号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営島田地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和7年12月12日

新潟県知事 花角英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和7年12月15日から令和8年1月19日まで

3 縦覧に供する場所

新潟県農地部農地計画課ウェブサイト

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年12月12日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 402号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市寺泊野積字大野積11617番11から	新	9.1～33.7メートル	60.0メートル
同市寺泊野積字大野積11629番60まで	旧	9.1～15.0メートル	60.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道460号と重用

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 460号

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市寺泊野積字大野積11629番60から 同市寺泊野積字大野積11617番11まで	新	9.1～33.7メートル	60.0メートル
	旧	9.1～15.0メートル	60.0メートル

備考 路線の重用

全区間一般国道402号と重用

## ◎新潟県告示第1065号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年12月12日

新潟県知事 花角英世

1 道路の種類 県道

2 路線名 大石原線

3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
魚沼市吉水字奥山2304番5から 同市吉水字谷内1903番25まで	新	7.5～14.0メートル	693.6メートル
	旧	5.8～10.0メートル	696.1メートル

## ◎新潟県告示第1066号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和7年12月12日

新潟県知事 花角英世

1 路線名 県道 大石原線

2 供用開始の区間

魚沼市吉水字奥山2304番5から同市吉水字谷内1903番25まで

3 供用開始の期日 令和7年12月12日

## 選挙管理委員会告示

## ◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を

超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は次のとおりである。

令和7年12月12日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

35,914

2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

324,461

3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	19,835
新潟市東区	37,148
新潟市中央区	49,121
新潟市江南区	18,892
新潟市秋葉区	20,936
新潟市南区	11,985
新潟市西区	42,768
新潟市西蒲区	15,098
長岡市三島郡	73,153
上越市	50,818
三条市	25,935
柏崎市刈羽郡	22,981
新発田市北蒲原郡	29,607
小千谷市	9,253
加茂市南蒲原郡	10,139
十日町市中魚沼郡	15,886
見附市	10,789
村上市岩船郡	16,889
燕市西蒲原郡	23,763
糸魚川市	10,859
妙高市	8,332
五泉市東蒲原郡	15,774
阿賀野市	11,098
佐渡市	13,855
魚沼市	9,296
南魚沼市南魚沼郡	16,722
胎内市	7,639